

2025 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ディーエムエス
代表者名 代表取締役社長 山本克彦
(東証スタンダード市場・コード9782)
問合せ先
役職・氏名 取締役 執行役員 橋本竜毅
電話 03-3293-2961

譲渡制限付株式報酬制度（従業員向け）に関するお知らせ

当社は、2025年5月16日開催の取締役会において、当社従業員向けに譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社従業員（以下、「割当対象者」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社の企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事を目的とするものです。なお、本制度においては引受けを希望する割当対象者に対してのみ株式を割当てる予定です。

2. 本制度の概要

（1）割当対象者に対する金銭債権の支給及び現物出資

本制度は、割当対象者に対して、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために金銭債権を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

（2）割当対象者に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき割当対象者に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、当社の取締役会で決定いたします。

（3）譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき割当対象者に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

（4）譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と割当対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 割当対象者は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の実施時期

本制度の具体的な実施時期、支給金額、発行又は処分株式数、割当対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、今後の当社取締役会において決定することを予定しております。

以上